

平成十六年経済産業省告示第六十七号の一部を改正する告示案 新旧対照条文
○平成十六年経済産業省告示第六十七号

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>電気関係報告規則第四条の表第十五号の二及び第十七号の二の三の届出を要する場合は欄に規定する電気工作物は、次に掲げる電気工作物とする。</p> <p>一〇十二 (略)</p>	<p>電気関係報告規則第四条の表第十五号の二及び第十七号の二の三の届出を要する場合は欄に規定する電気工作物は、次に掲げる電気工作物とする。</p> <p>一〇十二 (略)</p>